

令和3年第1回

瑞浪市議会定例会議案

令和3年2月26日

目 次

承第1号	専決処分の承認について（令和2年度専第11号 令和2年度瑞浪市一般会計補正予算（第12号））	1
議第2号	瑞浪市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	4
議第3号	瑞浪市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	6
議第4号	瑞浪市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	8
議第5号	瑞浪市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	10
議第6号	瑞浪市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について	11
議第7号	瑞浪市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について	14
議第8号	瑞浪市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	16
議第9号	瑞浪市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について	17
議第10号	瑞浪市公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて	18
議第11号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	19
議第12号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	20
議第13号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	21
議第14号	東濃西部広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及びこれに伴う規約の変更について	22
議第15号	東濃中部病院事務組合の設置について	23
議第16号	字の区域変更について	26
議第17号	財産の処分について	30
議第18号	市道路線の廃止について	31
議第19号	市道路線の廃止について	32
議第20号	市道路線の認定について	33
議第21号	市道路線の認定について	34
議第22号	工事請負契約の締結について	35

議第 2 3 号	令和 2 年度瑞浪市一般会計補正予算（第 1 3 号）	3 6
議第 2 4 号	令和 2 年度瑞浪市後期高齢者医療事業特別会計補正予算 （第 2 号）	4 4
議第 2 5 号	令和 2 年度瑞浪市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）	4 6
議第 2 6 号	令和 2 年度瑞浪市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）	4 8
議第 2 7 号	令和 2 年度瑞浪市駐車場事業特別会計補正予算（第 2 号）	5 0
議第 2 8 号	令和 2 年度瑞浪市水道事業会計補正予算（第 3 号）	5 3
議第 2 9 号	令和 2 年度瑞浪市下水道事業会計補正予算（第 3 号）	5 5
議第 3 0 号	令和 3 年度瑞浪市一般会計予算	5 7
議第 3 1 号	令和 3 年度瑞浪市後期高齢者医療事業特別会計予算	6 6
議第 3 2 号	令和 3 年度瑞浪市国民健康保険事業特別会計予算	6 9
議第 3 3 号	令和 3 年度瑞浪市介護保険事業特別会計予算	7 3
議第 3 4 号	令和 3 年度瑞浪市駐車場事業特別会計予算	7 7
議第 3 5 号	令和 3 年度瑞浪市水道事業会計予算	8 0
議第 3 6 号	令和 3 年度瑞浪市下水道事業会計予算	8 3

承第1号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和3年2月26日 提出

瑞浪市長 水野光二

専第11号

令和2年度瑞浪市一般会計補正予算（第12号）

令和2年度瑞浪市の一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ225,700千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22,447,800千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 既定の繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

令和3年1月26日 専決

瑞浪市長 水野光二

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		6,783,070	225,700	7,008,770
	1 国庫負担金	1,370,157	168,444	1,538,601
	2 国庫補助金	5,406,298	57,256	5,463,554
歳入合計		22,222,100	225,700	22,447,800

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 衛生費		1,720,727	200,000	1,920,727
	1 保健衛生費	390,257	200,000	590,257
7 商工費		1,200,005	25,700	1,225,705
	1 商工費	1,200,005	25,700	1,225,705
歳出合計		22,222,100	225,700	22,447,800

第2表 繰越明許費補正

(追加)

(単位:千円)

款	項	事業名	金額
4 衛生費	1 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種事業	200,000
7 商工費	1 商工費	感染症拡大防止協力金負担事業 (新型コロナウイルス対策)	25,700

議第 2 号

瑞浪市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

瑞浪市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次の
ように制定するものとする。

令和 3 年 2 月 2 6 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

瑞浪市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
瑞浪市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年条例第 1 号）の一
部を次のように改正する。

第 1 2 条第 1 項中「一の年ごと」を「一の年度（4 月 1 日から翌年の 3 月
3 1 日までをいう。以下同じ。）ごと」に、「一の年において」を「一の年
度において」に改め、同項第 2 号中「当該年」を「当該年度」に、「その年」
を「その年度」に改め、同項第 3 号中「当該年」を「当該年度」に、「前年」
を「前年度」に改め、同条第 2 項中「当該年」を「当該年度」に、「翌年」
を「翌年度」に改める。

第 1 5 条第 1 項中「一の年」を「一の年度」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行す
る。

（経過措置）

2 施行日前から引き続き在職する職員及び施行日において改正後の第 1 2
条第 1 項第 3 号に該当する職員（以下「施行日在職職員等」という。）に
係る令和 3 年度（施行日から令和 4 年 3 月 3 1 日までの期間をいう。以下

同じ。)における年次有給休暇の日数については、改正後の第12条第1項及び第2項の規定にかかわらず、令和3年1月1日(同日の翌日から施行日の前日までの間に新たに職員となった者にあつては、新たに職員となった日。以下「基準日」という。)において改正前の第12条第1項及び第2項の規定により付与された年次有給休暇の日数から、基準日から施行日の前日までの間に既に使用した年次有給休暇の日数を減じて得た日数に5日(育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し、市長が別に定める日数)を加えて得た日数とする。

3 前項の規定による令和3年度における年次有給休暇については、改正後の第12条第2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる年次有給休暇の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日まで使用することができるものとする。

(1) 令和3年度における年次有給休暇のうち、改正前の第12条第2項の規定により令和3年1月1日に繰り越された年次有給休暇に相当するもの 令和4年3月31日

(2) 令和3年度における年次有給休暇のうち、前号に掲げるもの以外のもの 令和5年3月31日

4 施行日在職職員等に係る令和3年度における組合休暇の日数については、改正後の第15条第1項の規定にかかわらず、基準日において改正前の第15条第1項の規定により付与された組合休暇の日数から、基準日から施行日の前日までの間に既に使用した組合休暇の日数を減じて得た日数に8日を加えて得た日数とする。

議第3号

瑞浪市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和3年2月26日 提出

瑞浪市長 水野光二

瑞浪市介護保険条例の一部を改正する条例

瑞浪市介護保険条例（平成12年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同項第6号ア中「第35条の2第1項」の次に「第35条の3第1項」を加え、同項第7号ア中「200万円」を「210万円」に改め、同項第8号ア中「300万円」を「320万円」に改め、同条第2項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第3項及び第4項中「令和元年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第8条第1項第1号中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）」を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。次号において同じ。）」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第8条第1項第1号の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第2条の規定は、令和3年度分の保険料から適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議第 4 号

瑞浪市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 2 月 2 6 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

瑞浪市国民健康保険条例の一部を改正する条例

瑞浪市国民健康保険条例（昭和 3 4 年条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 条第 1 項中「第 3 5 条の 2 第 1 項」の次に「、第 3 5 条の 3 第 1 項」を加える。

第 2 0 条第 1 項第 1 号中「地方税法第 3 1 4 条の 2 第 2 項に掲げる金額」を「地方税法第 3 1 4 条の 2 第 2 項第 1 号に定める金額（世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（次号及び第 3 号において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第 1 項に規定する総所得金額に係る所得税法第 2 8 条第 1 項に規定する給与所得について同条第 3 項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第 1 項に規定する給与等の収入金額が 5 5 万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第 3 1 4 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額に係る所得税法第 3 5 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得について同条第 4 項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢 6 5 歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が 6 0 万円を超える者に限り、年齢 6 5 歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が 1 1 0 万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（次号及び第 3 号におい

て「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)」に改め、同項第2号及び第3号中「地方税法第314条の2第2項に掲げる金額」を「地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)」に改める。

附則第3条中「地方税法第313条第3項」との次に「、110万円」とあるのは「125万円」とを加える。

附則第8条第1項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症(以下「新型コロナウイルス感染症」という。)」を「新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))である感染症をいう。以下同じ。)」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の瑞浪市国民健康保険条例の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料について適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議第 5 号

瑞浪市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 2 月 2 6 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

瑞浪市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

瑞浪市福祉医療費助成に関する条例（昭和 5 0 年条例第 4 4 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「社会保険各法による被保険者証、加入者証若しくは組合員証又は高齢者医療確保法による被保険者証又は組合員証に添えて受給者証」を「社会保険各法の規定による被保険者、加入者、組合員若しくは被扶養者又は高齢者医療確保法の規定による被保険者であることの確認を受けた上、受給者証」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 7 条の規定は、令和 3 年 3 月 1 日から適用する。

議第 6 号

瑞浪市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 2 月 2 6 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

瑞浪市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 瑞浪市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和 5 9 年条例第 3 5 号）の一部を次のように改正する。

別表生活系の部一般廃棄物の款浄化槽汚泥の項を削る。

第 2 条 瑞浪市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を次のように改正する。

別表中	「	50キログラムごとに	440円	を	「	10キログラムごと	
		50キログラムごとに	280円				10キログラムごと
		50キログラムごとに	500円				10キログラムごと
		50キログラムごとに	320円				10キログラムごと
	」				」		

に	100円	に改める。
に	100円	
に	110円	
に	110円	

第 3 条 瑞浪市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を次のように改正

する。

別表中	収集袋による収集・ 運搬及び処分	大20枚入り1袋につ き	740円	を
		小20枚入り1袋につ き	450円	
	焼却場持込処分	50キログラムごとに	250円	
	収集袋による収集・ 運搬及び処分	大20枚入り1袋につ き	860円	
		小10枚入り1袋につ き	258円	
	シールを貼り付けた 不燃ごみ1個の収 集・運搬及び処分	10枚入り1袋につき	860円	
	埋立処分場持込処分	50キログラムごとに	160円	

収集袋による収集・ 運搬及び処分	大20枚入り1袋につ き	920円	に改める。
	中20枚入り1袋につ き	720円	
	小20枚入り1袋につ き	520円	
焼却場持込処分	10キログラムごとに	60円	
収集袋による収集・ 運搬及び処分	大10枚入り1袋につ き	460円	
	小10枚入り1袋につ き	260円	
シールを貼り付けた 不燃ごみ1個の収 集・運搬及び処分	5枚入り1袋につき	460円	

埋立処分場持込処分	10キログラムごとに	60円
-----------	------------	-----

」

第4条 瑞浪市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を次のように改正する。

	「		「	
		100円		110円
		100円		110円
別表中		110円	を	130円
		110円		130円
	」		」	に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第2条の規定 公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日
- (2) 第3条の規定 公布の日から起算して2年を超えない範囲内において規則で定める日
- (3) 第4条の規定 公布の日から起算して2年を超えない範囲内において規則で定める日

議第7号

瑞浪市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市営住宅管理条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和3年2月26日 提出

瑞浪市長 水野光二

瑞浪市営住宅管理条例の一部を改正する条例

瑞浪市営住宅管理条例（平成9年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第18条中第3項を第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「未納の家賃」を「賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 市長は、入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は市長に対し、敷金をもって賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行の弁済に充ててことを請求することができない。

第19条第1項中「（畳の表替え、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用を除く。）は」を「は、市長がその修繕に要する費用を入居者が負担するものとして定めるものを除いて」に改め、同条第3項中「第1項に掲げる」を「市営住宅及び共同施設の」に、「同項」を「第1項」に改める。

第20条第4号中「規定するもの」を「において市が負担することとされているもの」に改める。

第40条第3項中「年5分の割合」を「法定利率」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 8 号

瑞浪市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 2 月 2 6 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

瑞浪市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

瑞浪市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和 5 8 年条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中 2 の表を次のように改める。

2 農業集落排水事業

処理区域	瑞浪市大湫町西及び北の一部
処理区域面積	8. 1 ヘクタール
処理人口	3 0 0 人
1 日最大処理量	8 1 立方メートル

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

議第9号

瑞浪市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和3年2月26日 提出

瑞浪市長 水野光二

瑞浪市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例

瑞浪市農業集落排水処理施設条例（平成9年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項を次のように改める。

施設の供用開始後において、新たに受益者となる場合にあっては、加入分担金として、1排水口当たり50万円（本管から公共汚水ますまでの工事費が50万円を超える場合は、超える額を加算する。）を納付しなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の瑞浪市農業集落排水処理施設条例の規定は、この条例の施行の日以後に新たに受益者となる場合に適用し、同日前に新たに受益者となる場合については、なお従前の例による。

議第10号

瑞浪市公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

瑞浪市公平委員会委員に次の者を選任したいので、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定により議会の同意を求める。

令和3年2月26日 提出

瑞浪市長 水野光二

氏名	住所	生年月日
足立きみ子	※ ※ ※ ※ ※	※ ※ ※ ※

議第 1 1 号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 2 4 年法律第 1 3 9 号）第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求める。

令和 3 年 2 月 2 6 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

氏 名	住 所	生 年 月 日
柴 田 洋 子	※ ※ ※ ※ ※	※ ※ ※ ※

議第 1 2 号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 2 4 年法律第 1 3 9 号）第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求める。

令和 3 年 2 月 2 6 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

氏 名	住 所	生 年 月 日
松 原 志津子	※ ※ ※ ※ ※	※ ※ ※ ※

議第13号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和3年2月26日 提出

瑞浪市長 水野光二

氏名	住所	生年月日
伊藤恭司	※※※※※	※※※※

議第14号

東濃西部広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及びこれに伴う
規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、
東濃西部広域行政事務組合の共同処理する事務を変更し、規約を次のとおり
変更することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

令和3年2月26日 提出

瑞浪市長 水野光二

東濃西部広域行政事務組合同規約の一部を改正する規約

第1条 東濃西部広域行政事務組合同規約（昭和47年岐阜県指令地第776
号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1号を加える。

（9） 看護師修学資金の貸付等に関する事務

第2条 東濃西部広域行政事務組合同規約の一部を次のように改正する。

第3条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第9号までを
1号ずつ繰り上げる。

附 則

この規約中第1条の規定は令和5年4月1日から、第2条の規定は令和7
年4月1日から施行する。

議第15号

東濃中部病院事務組合の設置について

瑞浪市及び土岐市は、新たに設置する病院の建設整備、管理及び運営に関する事務を共同処理するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第2項の規定に基づき、次のように規約を定め、東濃中部病院事務組合を設置するものとする。

令和3年2月26日 提出

瑞浪市長 水野光二

東濃中部病院事務組合格約

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 組合の議会（第5条—第7条）
- 第3章 組合の執行機関（第8条—第10条）
- 第4章 組合の経費（第11条）

附則

第1章 総則

（組合の名称）

第1条 この組合は、東濃中部病院事務組合（以下「組合」という。）という。

（組合を組織する地方公共団体）

第2条 組合は、土岐市及び瑞浪市（以下「構成市」という。）をもって組織する。

（組合の共同処理する事務）

第3条 組合は、次に掲げる事務を共同処理する。

- （1） 組合が新たに設置する病院の建設整備に関する事務

(2) 組合が新たに設置する病院の管理及び運営に関する事務

(組合の事務所の位置)

第4条 組合の事務所は、土岐市に置く。

第2章 組合の議会

(議会の組織)

第5条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は10人とし、構成市の組合議員の定数はそれぞれ5人とする。

(組合議員の選出方法)

第6条 組合議員は、構成市の議会において、当該議会の議員の中から選挙する。

2 組合議員に欠員を生じたときは、その組合議員が属していた構成市において、速やかに補欠選挙を行わなければならない。

(組合議員の任期)

第7条 組合議員の任期は、構成市の議会の議員としての任期による。

第3章 組合の執行機関

(執行機関の組織)

第8条 組合に管理者、副管理者及び会計管理者を置く。

2 管理者は、土岐市長の職にある者をもって充てる。

3 副管理者は、瑞浪市長の職にある者をもって充てる。

4 管理者に事故あるとき、又は管理者が欠けたときは、副管理者がその職務を代理する。

5 会計管理者は、土岐市会計管理者の職にある者をもって充てる。

6 管理者及び副管理者の任期は、構成市におけるそれぞれの職の任期とする。

(補助職員)

第9条 組合に職員を置き、管理者がこれを任免する。

2 前項の職員の定数は、組合の条例でこれを定める。

(監査委員)

第10条 組合に監査委員2人を置く。

2 監査委員は、管理者が組合の議会の同意を得て、組合議員及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により、同項に定

める識見を有する者のうちから選任される構成市の監査委員の中からそれぞれ1人を選任する。

- 3 監査委員の任期は、組合議員の中から選任される者にあつては、組合議員の任期とし、識見を有する者のうちから選任される構成市の監査委員の中から選任される者にあつては、当該市の監査委員の任期とする。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職を行うものとする。

第4章 組合の経費

(経費支弁の方法)

第11条 組合の経費は、次の各号に掲げる収入をもって充てる。

- (1) 構成市の負担金
- (2) 補助金
- (3) その他の収入

- 2 前項第1号の構成市の負担金の割合は人口割とし、その基準となる人口は、予算の属する年度の前年度の4月1日現在の住民基本台帳に基づくものとする。

附 則

この規約は、令和3年6月1日から施行する。

議第16号

字の区域変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、瑞浪市土岐町の字の区域を次のように変更するものとする。

令和3年2月26日 提出

瑞浪市長 水野光二

変更の大略

新たに画する字	新たに画する字の区域に含まれる従前の字
土岐町字郷屋	土岐町字町裏の一部
	字下高屋の一部
土岐町字下高屋	土岐町字郷屋の一部
土岐町字中町	土岐町字下高屋の一部
土岐町字上高屋	土岐町字花本の一部
土岐町字花本	土岐町字上高屋の一部
土岐町字町田	土岐町字上高屋の一部
	字梨子坪の一部
土岐町字梨子坪	土岐町字町田の一部
	字石田の一部
土岐町字石田	土岐町字梨子坪の一部
土岐町字安高	土岐町字石田の一部
土岐町字足ヶ洞	土岐町字安高の一部

変更調書

(1) 土岐町字郷屋に変更する区域

	字	地番		
土岐町	町裏	2532の1	2532の2	

	下高屋	2579の1から2579の3まで	2581の3
以上の土地及びこれらの区域に隣接する水路である市有地の全部を土岐町字郷屋に変更する。			

(2) 土岐町字下高屋に変更する区域

	字	地 番		
土岐町	郷屋	2565の一部	2566の1の一部	2567の一部
以上の土地及びこれらの区域に隣接する道路、水路である市有地の全部を土岐町字下高屋に変更する。				

(3) 土岐町字中町に変更する区域

	字	地 番		
土岐町	下高屋	2611の9	2611の10	
以上の土地を土岐町字中町に変更する。				

(4) 土岐町字上高屋に変更する区域

	字	地 番		
土岐町	花本	2849の1の一部	2849の2の一部	2849の5の一部
		2854の10の一部		
以上の土地を土岐町字上高屋に変更する。				

(5) 土岐町字花本に変更する区域

	字	地 番		
土岐町	上高屋	2855の1の一部	2855の2の一部	2873の1の一部
		2873の2	2874の2の一部	2874の3の一部
		2876の一部	2877の1の一部	2878の1

			一部	
		2896の1	2897の2	
以上の土地を土岐町字花本に変更する。				

(6) 土岐町字町田に変更する区域

	字	地 番		
土岐町	上高屋	2855の1の 一部	2855の2の 一部	2855の3
		2856の1の 一部	2856の3の 一部	2857
		2859の1	2860の1	2860の7
		2869の1の 一部		
	梨子坪	3046の2の 一部	3046の4の 一部	3054の1の 一部
		3056の1の 一部	3057の1の 一部	3057の3の 一部
		3058の1の 一部	3058の4の 一部	3060の1の 一部
以上の土地を土岐町字町田に変更する。				

(7) 土岐町字梨子坪に変更する区域

	字	地 番		
土岐町	町田	3084の1	3090の1の 一部	3091の一部
		3092の1の 一部	3093の1の 一部	3094の1の 一部
		3095の1の 一部	3095の2の 一部	3095の4の 一部
		3105の一部	3108の一部	3109の一部
		3110の1の		

		一部		
	石田	3000の6の 一部	3015の3	3016の1
		3017の1の 一部	3017の9の 一部	3017の10の 一部
		3018の1の 一部	3019の1の 一部	
以上の土地を土岐町字梨子坪に変更する。				

(8) 土岐町字石田に変更する区域

	字	地 番		
土岐町	梨子坪	3029の1	3029の3の 一部	3030
		3031の1	3033の1の 一部	3044の1
		3044の5		
以上の土地を土岐町字石田に変更する。				

(9) 土岐町字安高に変更する区域

	字	地 番		
土岐町	石田	3000の12の 一部		
以上の土地を土岐町字安高に変更する。				

(10) 土岐町字足ヶ洞に変更する区域

	字	地 番		
土岐町	安高	3286の2	3300の1の 一部	3325の1
		3325の2	3325の4	3325の5
		3325の21	3325の22	3330の1
以上の土地を土岐町字足ヶ洞に変更する。				

議第17号

財産の処分について

次のとおり財産を処分したいので、瑞浪市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第8号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和3年2月26日 提出

瑞浪市長 水野光二

1 処分の理由 瑞浪クリエーション・パーク内の賃貸借区画
用地にて操業中の借受人より、土地購入の申
し出があったため

2 処分しようとする土地

所在地	地目	地積(m ²)
瑞浪市山田町字小洞2015番	宅地	4,073.57
瑞浪市山田町字小洞2021番	宅地	15,605.94
合計		19,679.51

3 売却金額 413,864,000円

4 売却の相手方 岐阜県瑞浪市山田町2021番地
株式会社十味惣
代表取締役 佐野友哉

議第 18 号

市道路線の廃止について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条の規定に基づき、市道路線を次のとおり廃止するものとする。

令和 3 年 2 月 26 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

番号	市道認定 整理番号	路線名	起 点	重要な 経過地
			終 点	
1	1643	森前・天徳線	釜戸町字森前 8 3 1 番地先 釜戸町字天徳 1 1 9 4 番 2 地先	

議第 19 号

市道路線の廃止について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条の規定に基づき、市道路線を次のとおり廃止するものとする。

令和 3 年 2 月 26 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

番号	市道認定 整理番号	路線名	起 点 終 点	重要な 経過地
1	1654	梅本 2 号線	釜戸町字梅本 907 番 1 地先 釜戸町字梅本 907 番 2 地先	

議第 20 号

市道路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条の規定に基づき、市道路線を次のとおり認定するものとする。

令和 3 年 2 月 26 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

番号	市道認定 整理番号	路線名	起 点 終 点	重要な 経過地
1	1673	梅本・森前線	釜戸町字梅本 907 番 1 地先 釜戸町字森前 831 番地先	

議第 2 1 号

市道路線の認定について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条の規定に基づき、市道路線を次のとおり認定するものとする。

令和 3 年 2 月 2 6 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

番号	市道認定 整理番号	路線名	起 点 終 点	重要な 経過地
1	1 6 7 4	梅本・天徳線	釜戸町字梅本 9 0 7 番 2 地先 釜戸町字天徳 1 1 9 4 番 2 地先	

議第 2 2 号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約の締結をしたいので、瑞浪市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年条例第 8 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 2 月 2 6 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 釜戸小学校校舎改修工事 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約金額 | 1 9 6 , 3 5 0 , 0 0 0 円 |
| 4 契約の相手方 | 瑞浪市南小田町 3 丁目 3 0 6 番地
板垣建設株式会社 瑞浪支店
支店長 越 智 剛 |

議第 2 3 号

令和 2 年度瑞浪市一般会計補正予算（第 1 3 号）

令和 2 年度瑞浪市の一般会計補正予算（第 1 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1 5 1, 6 0 0 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 2, 2 9 6, 2 0 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 既定の繰越明許費の追加及び変更は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 既定の地方債の追加、廃止及び変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 3 年 2 月 2 6 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1市 税		5,950,040	△6,000	5,944,040
	1市民税	2,124,100	△7,000	2,117,100
	3軽自動車税	115,100	1,000	116,100
2地方譲与税		191,600	△4,000	187,600
	1地方揮発油譲与税	47,000	△4,000	43,000
4配当割交付金		22,000	△2,000	20,000
	1配当割金	22,000	△2,000	20,000
5株式等譲渡所得割交付金		14,000	8,000	22,000
	1株式等譲渡所得割交付金	14,000	8,000	22,000
6法人事業税金交付金		23,000	△5,000	18,000
	1法人事業税金交付金	23,000	△5,000	18,000
7地方消費税交付金		830,000	△10,000	820,000
	1地方消費税交付金	830,000	△10,000	820,000
8ゴルフ場利用税金交付金		170,000	△22,000	148,000
	1ゴルフ場利用税金交付金	170,000	△22,000	148,000
9環境性能割金交付金		24,000	△8,000	16,000
	1環境性能割金交付金	24,000	△8,000	16,000
13分担金及び負担金		40,321	△7,490	32,831
	1分担金	12,800	△7,490	5,310
14使用料及び手数料		338,457	△22,763	315,694
	1使用料	176,363	△22,763	153,600
15国庫支出金		7,008,770	98,004	7,106,774
	1国庫負担金	1,538,601	△73,505	1,465,096
	2国庫補助金	5,463,554	171,509	5,635,063
16県支出金		1,060,047	△71,815	988,232
	1県負担金	560,230	△18,659	541,571
	2県補助金	401,616	△53,189	348,427
	3委託金	98,201	33	98,234
17財産収入		110,728	413,766	524,494
	1財産運用収入	92,092	△98	91,994
	2財産売却収入	18,636	413,864	432,500

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
18 寄附金		121,469	2,500	123,969
	1 寄附金	121,469	2,500	123,969
19 繰入金		1,081,827	△469,167	612,660
	1 基金繰入金	1,033,451	△467,269	566,182
	2 財産区繰入金	48,376	△1,898	46,478
21 諸収入		308,637	△635	308,002
	4 雑入	197,973	△635	197,338
22 市債		1,390,300	△45,000	1,345,300
	1 市債	1,390,300	△45,000	1,345,300
歳入合計		22,447,800	△151,600	22,296,200

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		175,439	△1,909	173,530
	1 議会費	175,439	△1,909	173,530
2 総務費		6,470,034	392,973	6,863,007
	1 総務管理費	6,096,404	390,252	6,486,656
	2 徴税費	201,665	4,888	206,553
	3 戸籍住民基本台帳費	111,741	△2,200	109,541
	5 統計調査費	24,099	33	24,132
3 民生費		5,070,627	△86,421	4,984,206
	1 社会福祉費	2,712,349	△41,689	2,670,660
	2 児童福祉費	2,141,860	△44,732	2,097,128
4 衛生費		1,920,727	△31,180	1,889,547
	1 保健衛生費	590,257	△5,990	584,267
	2 清掃費	1,239,506	△23,500	1,216,006
	3 環境費	90,964	△1,690	89,274
5 労働費		38,745	△5,344	33,401
	1 労働諸費	38,745	△5,344	33,401
6 農林水産業費		385,143	△30,836	354,307
	1 農業費	334,493	△19,436	315,057
	2 林業費	50,650	△11,400	39,250
7 商工費		1,225,705	△256,602	969,103
	1 商工費	1,225,705	△256,602	969,103
8 土木費		1,391,865	△34,608	1,357,257
	1 土木管理費	47,971	△600	47,371
	2 道路橋梁費	734,476	1,054	735,530
	3 河川費	243,454	△29,189	214,265
	4 都市計画費	308,121	1,597	309,718
	5 住宅費	57,843	△7,470	50,373
9 消防費		893,232	△16,860	876,372
	1 消防費	893,232	△16,860	876,372

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 教育費		2,206,741	28,303	2,235,044
	1 教育総務費	412,208	△1,265	410,943
	2 小学校費	383,363	27,390	410,753
	3 中学校費	541,883	10,090	551,973
	4 幼稚園費	209,435	0	209,435
	5 社会教育費	369,706	△3,279	366,427
	6 保健体育費	290,146	△4,633	285,513
11 災害復旧費		440,640	△88,516	352,124
	1 農林水産業施設 災害復旧費	35,040	△6,500	28,540
	2 教育施設 災害復旧費	155,000	0	155,000
	3 土木施設 災害復旧費	250,600	△82,016	168,584
13 諸支出金		578,242	△20,600	557,642
	1 公営企業費	578,242	△20,600	557,642
歳出合計		22,447,800	△151,600	22,296,200

第2表 繰越明許費補正

(追加)

(単位:千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	庁内LAN整備事業	1,119
5 労働費	1 労働諸費	雇用調整助成金給付事業(新型コロナ対策)	9,970
6 農林水産業費	1 農業費	農産物等直売所規模拡大整備事業	1,800
7 商工費	1 商工費	ものづくり補助金助成事業(新型コロナ対策)	9,000
7 商工費	1 商工費	持続化補助金助成事業(新型コロナ対策)	14,000
7 商工費	1 商工費	IT導入補助金助成事業(新型コロナ対策)	5,000
8 土木費	2 道路橋梁費	瑞浪市残土処分場管理経費	19,082
8 土木費	2 道路橋梁費	南垣外北野線道路改良事業	139,300
8 土木費	2 道路橋梁費	瑞浪市残土処分場調査事業	19,300
8 土木費	3 河川費	猿爪川浸水対策事業	46,900
8 土木費	3 河川費	普通河川緊急浚渫推進事業	10,900
8 土木費	4 都市計画費	瑞浪駅前周辺再開発事業	46,200
8 土木費	4 都市計画費	道の駅整備事業	13,500
8 土木費	4 都市計画費	瑞浪駅周辺再開発事業(新型コロナ対策)	10,200
8 土木費	4 都市計画費	公園維持管理経費	1,700
9 消防費	1 消防費	救急活動経費	1,300
10 教育費	1 教育総務費	情報配信システム構築事業(新型コロナ対策)	8,195
10 教育費	2 小学校費	校舎補修経費(小学校)	730
10 教育費	2 小学校費	施設改修事業(小学校)	520
10 教育費	2 小学校費	小学校感染症予防対策事業(新型コロナ対策)	5,140

(単位:千円)

款	項	事業名	金額
10教育費	2小学校費	各小学校教育活動継続支援事業(新型コロナ対策)	6,800
10教育費	2小学校費	小学校施設空調整備事業	27,000
10教育費	3中学校費	施設改修事業(中学校)	920
10教育費	3中学校費	中学校感染症予防対策事業(新型コロナ対策)	2,570
10教育費	3中学校費	各中学校教育活動継続支援事業(新型コロナ対策)	3,200
10教育費	3中学校費	中学校施設空調整備事業	8,000
11災害復旧費	1農林水産業施設災害復旧費	現年農業用施設補助災害復旧事業	15,710

(変更)

(単位:千円)

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
8土木費	2道路橋梁費	市道等整備交付金事業	40,000	市道等整備交付金事業	84,400
8土木費	2道路橋梁費	論枳3号線道路改良事業	40,200	論枳3号線道路改良事業	65,660

第3表 地方債補正

(追加)

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
減収補填債	56,800	普通貸借又は証券発行	年3.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金については、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には借入先と協定し、その条件に従うものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。

(廃止)

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
釜戸小学校改修事業	34,400	普通貸借又は証券発行	年3.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金については、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には借入先と協定し、その条件に従うものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。
現年農業用施設補助災害復旧事業	4,600			
現年農業用施設単独災害復旧事業	400			
過年農業用施設補助災害復旧事業	4,100			

(変更)

(単位:千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
猿爪川浸水対策事業	90,000	普通貸借又は証券発行	年3.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金については、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には借入先と協定し、その条件に従うものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。	78,100	補正前と同じ	補正前と同じ	補正前と同じ
災害関連地域防災がけ崩れ対策事業	97,200				78,200			
都市公園施設整備事業	5,500				3,800			
現年土木施設補助災害復旧事業	76,900				51,200			

議第 2 4 号

令和 2 年度瑞浪市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 2 年度瑞浪市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6, 3 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 4 9, 0 0 0 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 2 月 2 6 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		391,387	8,300	399,687
	1 後期高齢者医療保険料	391,387	8,300	399,687
4 繰入金		135,291	△1,700	133,591
	1 一般会計繰入金	135,291	△1,700	133,591
6 諸収入		1,893	△300	1,593
	2 雑収入	1,853	△300	1,553
歳入合計		542,700	6,300	549,000

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金		512,883	6,600	519,483
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	512,883	6,600	519,483
4 諸支出金		700	△300	400
	1 償還金及び還付加算金	700	△300	400
歳出合計		542,700	6,300	549,000

議第 2 5 号

令和 2 年度瑞浪市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）

令和 2 年度瑞浪市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 5, 4 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3, 5 4 4, 6 0 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 2 月 2 6 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康料 保険料		611,090	57,000	668,090
	1 一般被保険者 国民健康保険料	610,930	57,000	667,930
2 使用料及び 手数料		300	△65	235
	1 手数料	300	△65	235
3 県支出金		2,548,774	18,255	2,567,029
	1 県補助金	2,548,774	18,255	2,567,029
5 繰入金		330,800	△61,900	268,900
	1 一般会計 繰入金	264,800	△2,600	262,200
	2 基金繰入金	66,000	△59,300	6,700
7 諸収入		3,511	116	3,627
	1 雑入	3,511	116	3,627
8 国庫支出金		0	1,994	1,994
	1 国庫補助金	0	1,994	1,994
歳入合計		3,529,200	15,400	3,544,600

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 保険給付費		2,498,861	16,900	2,515,761
	2 高額療養費	292,610	19,000	311,610
	4 任意給付費	15,006	△2,100	12,906
3 国民健康保険 事業費納付金		896,100	0	896,100
	1 医療給付費分	611,129	0	611,129
	2 後期高齢者 支援金等分	212,990	0	212,990
	3 介護納付金分	71,981	0	71,981
4 保健事業費		27,743	△1,500	26,243
	1 保健事業費	5,633	△1,000	4,633
	2 特定健康診査 等事業費	22,110	△500	21,610
歳出合計		3,529,200	15,400	3,544,600

議第26号

令和2年度瑞浪市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

令和2年度瑞浪市の介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ41,500千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,509,200千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年2月26日 提出

瑞浪市長 水野光二

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		801,240	11,900	813,140
	2 国庫補助金	223,094	11,900	234,994
6 財産収入		300	100	400
	1 財産 運用収入	300	100	400
8 繰越金		8,850	29,500	38,350
	1 繰越金	8,850	29,500	38,350
歳入合計		3,467,700	41,500	3,509,200

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 基金積立金		300	41,500	41,800
	1 基金積立金	300	41,500	41,800
4 地域支援 事業費		150,014	0	150,014
	1 介護予防・生活支援 サービス事業費	96,629	0	96,629
	3 包括的支援事業 ・任意事業費	47,214	0	47,214
歳出合計		3,467,700	41,500	3,509,200

議第 27 号

令和 2 年度瑞浪市駐車場事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 2 年度瑞浪市の駐車場事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5, 200 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 41, 400 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

令和 3 年 2 月 26 日 提出

瑞浪市長 水野光二

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び 手数料		23,988	△5,700	18,288
	1 使用料	23,988	△5,700	18,288
2 繰越金		700	2,100	2,800
	1 繰越金	700	2,100	2,800
4 繰入金		11,500	8,800	20,300
	1 基金繰入金	11,500	2,300	13,800
	2 一般会計 繰入金	0	6,500	6,500
歳入合計		36,200	5,200	41,400

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 駐車場事業費		24,621	3,820	28,441
	1 駐車場 管理費	24,621	3,820	28,441
3 基金積立金		12	1,380	1,392
	1 基金積立金	12	1,380	1,392
歳出合計		36,200	5,200	41,400

第2表 繰越明許費

(単位:千円)

款	項	事業名	金額
1 駐車場事業費	1 駐車場管理費	駅北駐車場管理経費	4,000
1 駐車場事業費	1 駐車場管理費	浪花駐車場管理経費	2,500

議第28号

令和2年度瑞浪市水道事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 令和2年度瑞浪市水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和2年度瑞浪市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条第4号中「141,500千円」を「131,500千円」に改める。

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条中収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第1款 水道事業収益	1,160,900千円	△30,200千円	1,130,700千円
第1項 営業収益	946,990千円	△21,800千円	925,190千円
第2項 営業外収益	213,910千円	△8,400千円	205,510千円
	支	出	
第1款 水道事業費用	1,144,000千円	△28,700千円	1,115,300千円
第1項 営業費用	1,107,441千円	△29,700千円	1,077,741千円
第2項 営業外費用	32,444千円	1,000千円	33,444千円

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条中「330,900千円」を「324,800千円」に、「18,183千円」を「17,622千円」に、「312,717千円」を「307,178千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第1款 資本的収入	118,100千円	△3,800千円	114,300千円
第1項 工事負担金	15,000千円	△3,800千円	11,200千円
	支	出	

第1款 資本的支出 449,000千円 △9,900千円 439,100千円

第1項 建設改良費 270,706千円 △9,900千円 260,806千円

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第5条 予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり改める。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	44,256千円	100千円	44,356千円

(他会計からの補助金)

第6条 予算第9条中「45,336千円」を「42,836千円」に改める。

令和3年2月26日 提出

瑞浪市長 水野光二

議第29号

令和2年度瑞浪市下水道事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 令和2年度瑞浪市下水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和2年度瑞浪市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条第4号中「165,263千円」を「161,163千円」に改める。

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条中収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収 入		
第1款 下水道事業収益	1,185,200千円	△15,700千円	1,169,500千円
第1項 営業収益	551,255千円	6,000千円	557,255千円
第2項 営業外収益	633,945千円	△21,700千円	612,245千円
	支 出		
第1款 下水道事業費用	1,170,200千円	△15,200千円	1,155,000千円
第1項 営業費用	1,050,962千円	△17,260千円	1,033,702千円
第2項 営業外費用	116,578千円	2,500千円	119,078千円
第3項 特別損失	660千円	△440千円	220千円

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条中「18,636千円」を「18,591千円」に、「312,364千円」を「312,409千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収 入		
第1款 資本的収入	580,300千円	△4,100千円	576,200千円
第1項 企業債	202,000千円	△500千円	201,500千円
第2項 負担金	11,100千円	△4,100千円	7,000千円

第4項 補助金	148,300千円	500千円	148,800千円
	支	出	
第1款 資本的支出	911,300千円	△4,100千円	907,200千円
第1項 建設改良費	370,869千円	△4,100千円	366,769千円
(企業債)			

第5条 予算第6条に定めた起債の限度額を次のとおり補正する。

(起債の目的)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
---------	---------	---------	-----

下水道事業	202,000千円	△500千円	201,500千円
-------	-----------	--------	-----------

(他会計からの補助金)

第6条 予算第10条中「46,927千円」を「43,827千円」に改める。

令和3年2月26日 提出

瑞浪市長 水野光二

議第30号

令和3年度瑞浪市一般会計予算

令和3年度瑞浪市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ15,605,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 地方債」による。

(一時借入金)

第5条 法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の間の流用

令和3年2月26日 提出

瑞浪市長 水野光二

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1市 税		4,948,910
	1市 民 税	1,985,500
	2固 定 資 産 税	2,328,600
	3軽 自 動 車 税	119,160
	4市 た ば こ 税	231,500
	5鉱 産 税	10
	6入 湯 税	740
	7都 市 計 画 税	283,400
2地 方 譲 与 税		183,530
	1地 方 揮 発 油 譲 与 税	44,230
	2自 動 車 重 量 譲 与 税	124,700
	3森 林 環 境 譲 与 税	14,600
3利 子 割 交 付 金		4,700
	1利 子 割 交 付 金	4,700
4配 当 割 交 付 金		20,000
	1配 当 割 交 付 金	20,000
5株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		12,200
	1株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	12,200
6法 人 事 業 税 交 付 金		34,000
	1法 人 事 業 税 交 付 金	34,000
7地 方 消 費 税 交 付 金		846,000
	1地 方 消 費 税 交 付 金	846,000
8ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		144,500
	1ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	144,500
9環 境 性 能 割 交 付 金		19,000
	1環 境 性 能 割 交 付 金	19,000
10地 方 特 例 交 付 金		100,000
	1地 方 特 例 交 付 金	40,000
	2 新型コロナウイルス感染症対策 地方税減収補填特別交付金	60,000

(単位：千円)

款	項	金額
11 地方交付税		2,600,000
	1 地方交付税	2,600,000
12 交通安全対策特別交付金		4,000
	1 交通安全対策特別交付金	4,000
13 分担金及び負担金		35,121
	1 分担金	7,842
	2 負担金	27,279
14 使用料及び手数料		278,241
	1 使用料	126,075
	2 手数料	152,166
15 国庫支出金		2,070,199
	1 国庫負担金	1,129,041
	2 国庫補助金	934,103
	3 委託金	7,055
16 県支出金		961,678
	1 県負担金	557,531
	2 県補助金	317,157
	3 委託金	86,990
17 財産収入		91,025
	1 財産運用収入	80,174
	2 財産売却収入	10,851
18 寄附金		150,110
	1 寄附金	150,110
19 繰入金		1,023,476
	1 基金繰入金	995,346
	2 財産区繰入金	28,130
20 繰越金		100,000
	1 繰越金	100,000

(単位：千円)

款	項	金額
21 諸 収 入		284,010
	1 延滞金、加算金及び過料	7,003
	2 市 預 金 利 子	1
	3 貸 付 金 元 利 収 入	104,230
	4 雑 入	172,776
22 市 債		1,694,300
	1 市 債	1,694,300
歳 入 合 計		15,605,000

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 議会費		175,564
	1 議会費	175,564
2 総務費		2,189,868
	1 総務管理費	1,834,049
	2 徴税費	196,929
	3 戸籍住民基本台帳費	111,982
	4 選挙費	32,587
	5 統計調査費	8,902
	6 監査委員費	5,419
3 民生費		4,941,893
	1 社会福祉費	2,748,092
	2 児童福祉費	1,978,601
	3 生活保護費	214,700
	4 災害救助費	500
4 衛生費		1,286,924
	1 保健衛生費	404,769
	2 清掃費	783,894
	3 環境費	98,261
5 労働費		17,233
	1 労働諸費	17,233
6 農林水産業費		281,838
	1 農業費	236,170
	2 林業費	45,668
7 商工費		497,035
	1 商工費	497,035
8 土木費		1,450,614
	1 土木管理費	51,097
	2 道路橋梁費	753,298
	3 河川費	145,046
	4 都市計画費	348,443
	5 住宅費	152,730

(単位：千円)

款	項	金額
9 消 防 費		768,340
	1 消 防 費	768,340
10 教 育 費		1,856,029
	1 教 育 総 務 費	271,235
	2 小 学 校 費	440,993
	3 中 学 校 費	148,947
	4 幼 稚 園 費	210,748
	5 社 会 教 育 費	388,085
	6 保 健 体 育 費	396,021
11 災 害 復 旧 費		46,580
	1 農 林 水 産 業 施 設 災 害 復 旧 費	26,580
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	20,000
12 公 債 費		1,473,337
	1 公 債 費	1,473,337
13 諸 支 出 金		599,745
	1 公 営 企 業 費	599,745
14 予 備 費		20,000
	1 予 備 費	20,000
歳 出 合 計		15,605,000

第2表 継続費

(単位:千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
2 総務費	1 総務管理費	庁舎等改修事業	1,026,000	令和3年度	513,000
				令和4年度	513,000

第3表 債務負担行為

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
移住促進奨励金 (令和3年度決定分)	令和4年度から 令和5年度まで	瑞浪市移住促進 奨励金交付規則 第4条の規定による額
三世同居・近居世帯定住奨励金 (令和3年度決定分)	令和4年度から 令和7年度まで	瑞浪市三世同居・近居世帯 定住奨励金交付規則 第5条の規定による額
固定資産土地評価替業務委託料	令和4年度から 令和5年度まで	27,148
予防接種委託料	令和3年度から 令和4年度まで	49,428
医師・歯科医師等出務委託料	令和3年度から 令和4年度まで	2,763
予防接種ワクチン購入費	令和3年度から 令和4年度まで	31,541
がん検診等委託料	令和3年度から 令和4年度まで	36,075
血液検査委託料	令和3年度から 令和4年度まで	2,319
バス路線維持対策業務委託料	令和3年度から 令和6年度まで	135,800
デマンド交通運行業務委託料	令和3年度から 令和6年度まで	30,130
企業立地奨励金 (令和3年度指定業者分)	令和3年度から 令和9年度まで	瑞浪市企業立地の促進 及び雇用の拡大に関する 条例第5条の規定による額
空き店舗賃貸借促進奨励金 (令和3年度決定分)	令和4年度から 令和5年度まで	400
加知奨学金 (令和3年度決定分)	令和4年度から 令和8年度まで	18,000
奨学金 (令和3年度決定分)	令和4年度から 令和8年度まで	5,400
総合文化センター電話機賃借料	令和3年度から 令和4年度まで	60

第4表 地方債

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
一般会計出資債	30,300	普通貸借 又は 証券発行	年3.0% 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には借入先と協定し、その条件に従うものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。
庁舎等改修事業	50,000			
市道等整備交付金事業	105,700			
南垣外北野線道路改良事業	212,800			
土岐橋架替関連事業	11,000			
論栢3号線道路改良事業	5,400			
猿爪川浸水対策事業	54,000			
普通河川緊急浚渫推進事業	23,000			
普通河川緊急対策事業	20,000			
狭あい道路整備等促進事業	20,700			
道の駅整備事業	7,600			
都市公園施設整備事業	33,500			
市営住宅長寿命化事業	31,500			
消防車両・救急車両等購入事業	104,500			
消防ポンプ自動車等更新事業	15,600			
消防団拠点施設建設事業	31,500			
釜戸小学校改修事業	165,400			
市民競技場整備事業	14,100			
過年農業用施設補助災害復旧事業	6,800			
過年土木施設補助災害復旧事業	5,900			
臨時財政対策債	745,000			

議第 3 1 号

令和 3 年度瑞浪市後期高齢者医療事業特別会計予算

令和 3 年度瑞浪市の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5 5 6, 5 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。）第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第 3 条 法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5 0, 0 0 0 千円と定める。

令和 3 年 2 月 2 6 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		392,252
	1 後期高齢者医療保険料	392,252
2 使用料及び手数料		35
	1 手数料	35
3 後期高齢者医療 広域連合支出金		22,326
	1 委託金	22,326
4 繰入金		141,269
	1 一般会計繰入金	141,269
5 繰越金		100
	1 繰越金	100
6 諸収入		518
	1 延滞金、加算金及び過料	40
	2 雑収入	478
歳入合計		556,500

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		22,225
	1 総務管理費	19,232
	2 徴収費	2,993
2 後期高齢者医療 広域連合納付金		516,771
	1 後期高齢者医療 広域連合納付金	516,771
3 保健事業費		16,526
	1 健康保持増進事業費	16,526
4 諸支出金		478
	1 償還金及び還付加算金	478
5 予備費		500
	1 予備費	500
歳出合計		556,500

第2表 債務負担行為

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
指 定 物 品 等 購 入 費	令 和 3 年 度 か ら 令 和 4 年 度 ま で	78
情 報 処 理 業 務 委 託 料 (単 価 契 約)	令 和 3 年 度 か ら 令 和 4 年 度 ま で	1,410

議第 3 2 号

令和 3 年度瑞浪市国民健康保険事業特別会計予算

令和 3 年度瑞浪市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3, 5 8 4, 0 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。）第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第 3 条 法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5 0, 0 0 0 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 4 条 法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 3 年 2 月 2 6 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 国民健康保険料		638,280
	1 一般被保険者国民健康保険料	638,160
	2 退職被保険者等国民健康保険料	120
2 使用料及び手数料		250
	1 手数料	250
3 県支出金		2,611,303
	1 県補助金	2,611,303
4 財産収入		231
	1 財産運用収入	231
5 繰入金		330,100
	1 一般会計繰入金	265,600
	2 基金繰入金	64,500
6 繰越金		1,000
	1 繰越金	1,000
7 諸収入		2,836
	1 雑収入	2,836
歳入合計		3,584,000

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		71,426
	1 総務管理費	71,426
2 保険給付費		2,555,376
	1 療養諸費	2,232,288
	2 高額療養費	310,500
	3 移送費	50
	4 任意給付費	12,538
3 国民健康保険事業費納付金		919,803
	1 医療給付費分	647,350
	2 後期高齢者支援金等分	209,473
	3 介護納付金分	62,980
4 保健事業費		31,264
	1 保健事業費	5,054
	2 特定健康診査等事業費	26,210
5 基金積立金		231
	1 基金積立金	231
6 諸支出金		4,900
	1 償還金及び還付加算金	4,900
7 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳出合計		3,584,000

第2表 債務負担行為

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
指 定 物 品 等 購 入 費	令 和 3 年 度 か ら 令 和 4 年 度 まで	81
情 報 処 理 業 務 委 託 料 (単 価 契 約)	令 和 3 年 度 か ら 令 和 4 年 度 まで	10,220
国 保 デ ー タ ベ ー ス シ ス テ ム 保 守 委 託 料	令 和 3 年 度 か ら 令 和 4 年 度 まで	300
医 科 ・ 歯 科 レ セ プ ト 点 検 委 託 料	令 和 3 年 度 か ら 令 和 4 年 度 まで	3,500

議第 3 3 号

令和 3 年度瑞浪市介護保険事業特別会計予算

令和 3 年度瑞浪市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3, 5 3 7, 4 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。）第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第 3 条 法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5 0, 0 0 0 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 4 条 法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 3 年 2 月 2 6 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 保 險 料		695,822
	1 介 護 保 險 料	695,822
2 使 用 料 及 び 手 数 料		70
	1 手 数 料	70
3 国 庫 支 出 金		826,915
	1 国 庫 負 担 金	589,194
	2 国 庫 補 助 金	237,721
4 支 払 基 金 交 付 金		910,937
	1 支 払 基 金 交 付 金	910,937
5 県 支 出 金		495,589
	1 県 負 担 金	472,902
	2 県 補 助 金	22,687
6 財 産 収 入		400
	1 財 産 運 用 収 入	400
7 繰 入 金		602,008
	1 一 般 会 計 繰 入 金	572,562
	2 基 金 繰 入 金	29,446
8 繰 越 金		4,750
	1 繰 越 金	4,750
9 諸 収 入		909
	1 延滞金、加算金及び過料	10
	2 預 金 利 子	10
	3 雑 入	889
歳 入 合 計		3,537,400

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		105,815
	1 総務管理費	60,130
	2 徴収費	5,328
	3 介護認定審査会費	40,163
	4 趣旨普及費	194
2 保険給付費		3,267,990
	1 介護サービス等諸費	3,043,040
	2 介護予防サービス等諸費	52,630
	3 その他諸費	3,200
	4 高額介護サービス等費	63,600
	5 特定入所者介護サービス等費	94,320
	6 高額医療合算介護サービス等費	11,200
3 基金積立金		400
	1 基金積立金	400
4 地域支援事業費		157,445
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	99,139
	2 一般介護予防事業費	6,334
	3 包括的支援事業・任意事業費	51,595
	4 その他諸費	377
5 諸支出金		4,750
	1 償還金及び還付加算金	4,750
6 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳出合計		3,537,400

第2表 債務負担行為

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
指 定 物 品 等 購 入 費	令 和 3 年 度 か ら 令 和 4 年 度 まで	163
情 報 処 理 業 務 委 託 料 (単 価 契 約)	令 和 3 年 度 か ら 令 和 4 年 度 まで	3,300
認 定 調 査 委 託 料	令 和 3 年 度 か ら 令 和 4 年 度 まで	4,000
訪 問 型 サ ー ビ ス A 業 務 委 託 料	令 和 3 年 度 か ら 令 和 4 年 度 まで	1,200
介 護 予 防 教 室 委 託 料	令 和 3 年 度 か ら 令 和 4 年 度 まで	1,500
歯 科 医 師 出 務 委 託 料 (高 齢 者 介 護 予 防)	令 和 3 年 度 か ら 令 和 4 年 度 まで	800
理 学 療 法 士 委 託 料	令 和 3 年 度 か ら 令 和 4 年 度 まで	200
さ さ エ ー ル ポ イ ン ト 事 業 委 託 料	令 和 3 年 度 か ら 令 和 4 年 度 まで	1,000
生 活 支 援 コ ー デ ィ ネ ー タ ー 業 務 委 託 料	令 和 3 年 度 か ら 令 和 4 年 度 まで	3,500
認 知 症 初 期 集 中 支 援 事 業 医 師 派 遣 業 務 委 託 料 (単 価 契 約)	令 和 3 年 度 か ら 令 和 4 年 度 まで	100
地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 運 営 業 務 委 託 料	令 和 3 年 度 か ら 令 和 6 年 度 まで	126,000
配 食 サ ー ビ ス 業 務 委 託 料	令 和 3 年 度 か ら 令 和 4 年 度 まで	6,000
徘 徊 高 齢 者 位 置 確 認 業 務 委 託 料	令 和 3 年 度 か ら 令 和 4 年 度 まで	100
在 宅 歯 科 医 療 連 携 窓 口 設 置 委 託 料	令 和 3 年 度 か ら 令 和 4 年 度 まで	250

議第 3 4 号

令和 3 年度瑞浪市駐車場事業特別会計予算

令和 3 年度瑞浪市の駐車場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2 3, 0 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。）第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第 3 条 法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1 0, 0 0 0 千円と定める。

令和 3 年 2 月 2 6 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		22,500
	1 使用料	22,500
2 繰越金		500
	1 繰越金	500
財産収入		0
	財産運用収入	0
歳入	合計	23,000

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 駐車場事業費		11,442
	1 駐車場管理費	11,442
2 公債費		11,058
	1 公債費	11,058
3 予備費		500
	1 予備費	500
基金積立金		0
	基金積立金	0
歳出	合計	23,000

第2表 債務負担行為

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
指 定 物 品 等 購 入 費	令 和 3 年 度 か ら 令 和 4 年 度 ま で	80
駅 北 駐 車 場 管 理 業 務 委 託 料 (清 掃 業 務)	令 和 3 年 度 か ら 令 和 4 年 度 ま で	70
駅 北 駐 車 場 管 理 業 務 委 託 料 (料 金 収 納 業 務)	令 和 3 年 度 か ら 令 和 4 年 度 ま で	670
浪 花 駐 車 場 管 理 機 器 保 守 点 検 業 務 委 託 料	令 和 3 年 度 か ら 令 和 4 年 度 ま で	700

議第35号

令和3年度瑞浪市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度瑞浪市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	給水件数	15,200件
(2)	年間総配水量	4,400,000m ³
(3)	一日平均配水量	12,055m ³
(4)	主要な建設改良事業	
ア	緊急時給水拠点確保事業	172,000千円
イ	配水設備改良事業	124,500千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 水道事業収益		1,124,600千円
第1項 営業収益		924,879千円
第2項 営業外収益		199,721千円
	支	出
第1款 水道事業費用		1,106,000千円
第1項 営業費用		1,073,299千円
第2項 営業外費用		28,536千円
第3項 特別損失		165千円
第4項 予備費		4,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額336,000千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額20,362千円及び過年度分損益勘定留保資金315,638千円で補填するものとする。)

収 入

第1款 資本的収入	144,900千円
第1項 工事負担金	10,500千円
第2項 分担金	21,422千円
第3項 出資金	70,978千円
第4項 補助金	42,000千円

支 出

第1款 資本的支出	480,900千円
第1項 建設改良費	303,272千円
第2項 企業債償還金 (債務負担行為)	177,628千円

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
指 定 物 品 等 購 入 費	令和3年度から 令和4年度まで	88
検 針 業 務 委 託 料	令和3年度から 令和4年度まで	7,500
水 質 検 査 等 委 託 料	令和3年度から 令和4年度まで	7,800
水 質 検 査 モ ニ タ ー 委 託 料	令和3年度から 令和4年度まで	1,000
ハ ン デ ィ タ ー ミ ナ ル シ ス テ ム 保 守 料	令和3年度から 令和4年度まで	300
ハ ン デ ィ タ ー ミ ナ ル 機 器 保 守 料	令和3年度から 令和4年度まで	150
配 水 管 事 故 賠 償 責 任 保 険	令和3年度から 令和4年度まで	450

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、50,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額の流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 収益的支出 第1款水道事業費用のうち、第1項営業費用、第2項営業外費用及び第3項特別損失に係る項間の流用

(2) 資本的支出 第1款資本的支出のうち、第1項建設改良費及び第2項企業債償還金に係る項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 44,481千円
(他会計からの補助金)

第9条 政策的事由による水道拡張事業経費等負担のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、40,493千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、1,000千円と定める。

令和3年2月26日 提出

瑞浪市長 水野光二

議第36号

令和3年度瑞浪市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度瑞浪市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	処理区域内水洗化人口	26,300人
(2)	年間総処理水量	3,870,000 m ³
(3)	一日平均処理水量	10,603 m ³
(4)	主要な建設改良事業	
ア	公共下水道管渠布設事業	25,180千円
イ	公共下水道管渠長寿命化事業	90,000千円
ウ	ポンプ場整備事業	110,000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入
第1款	下水道事業収益	1,174,900千円	
第1項	営業収益	550,393千円	
第2項	営業外収益	624,507千円	
		支	出
第1款	下水道事業費用	1,163,400千円	
第1項	営業費用	1,053,086千円	
第2項	営業外費用	108,083千円	
第3項	特別損失	231千円	
第4項	予備費	2,000千円	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額319,200千円は、当年度分消費

税及び地方消費税資本的収支調整額13,323千円及び損益勘定留保資金305,877千円で補填するものとする。)

収 入

第1款 資本的収入	450,000千円
第1項 企業債	147,800千円
第2項 負担金	1,700千円
第3項 出資金	220,500千円
第4項 補助金	80,000千円

支 出

第1款 資本的支出	769,200千円
第1項 建設改良費	234,823千円
第2項 企業債償還金 (債務負担行為)	534,377千円

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
指 定 物 品 等 購 入 費	令 和 3 年 度 か ら 令 和 4 年 度 か ま で	155
水 洗 便 所 等 改 造 資 金 利 子 補 給 (令 和 4 年 度 分)	令 和 3 年 度 か ら 令 和 9 年 度 か ま で	292
マ ン ホ ー ル ポ ン プ 点 検 ・ 清 掃 業 務 委 託 料	令 和 3 年 度 か ら 令 和 4 年 度 か ま で	5,800
脱 水 ケ ー キ 処 理 業 務 委 託 料	令 和 3 年 度 か ら 令 和 4 年 度 か ま で	62,400
薬 品 購 入 費	令 和 3 年 度 か ら 令 和 4 年 度 か ま で	15,600
測 定 検 査 業 務 委 託 料	令 和 3 年 度 か ら 令 和 4 年 度 か ま で	1,900
大 湫 処 理 施 設 維 持 管 理 業 務 委 託 料	令 和 3 年 度 か ら 令 和 4 年 度 か ま で	4,500
大 湫 ク リ ー ン セ ン タ ー 汚 泥 引 抜 業 務 委 託 料	令 和 3 年 度 か ら 令 和 4 年 度 か ま で	900
ポ ン プ 場 耐 震 長 寿 命 化 工 事 委 託 料	令 和 4 年 度	140,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業	147,800	普通貸借 又は 証券発行	年3.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には借入先と協定し、その条件に従うものとする。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額の流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 収益的支出 第1款下水道事業費用のうち、第1項営業費用、第2項営業外費用及び第3項特別損失に係る項間の流用

(2) 資本的支出 第1款資本的支出のうち、第1項建設改良費及び第2項企業債償還金に係る項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 110,875千円

(他会計からの補助金)

第10条 下水道事業に助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、18,750千円である。

令和3年2月26日 提出

瑞浪市長 水野 光二

